

答申

平成29年1月11日付で諮問された「鶉鷺コミュニティセンター及び鶉鷺コミュニティセンター運営委員会についての情報公開」に関する処分に対する審査請求の件（総務第647号及び総務第648号）について、次のとおり答申します。

第1 答申

1 審査会の結論

(1) 総務第647号について

市長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人が平成28年4月5日付で行った鶉鷺コミュニティセンター及び鶉鷺コミュニティセンター運営委員会についての公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、公開決定等を行っていないことは、出雲市情報公開条例第12条第1項、同第2項及び同第4項に違反するため、実施機関は、直ちに公開決定等を行うべきである。

(2) 総務第648号について

本審査請求は、条例第17条の2第1項に定める「公開決定等又は公開請求に係る不作為についての不服」とはいえないため、却下されるべきである。

2 事実

(1) 審査請求人は、平成28年4月5日付で、実施機関に対し、出雲市情報公開条例（平成17年3月22日出雲市条例第4号。以下「条例」という。）第9条の規定により、「鶉鷺コミュニティセンターおよび鶉鷺コミュニティセンター運営委員会についての情報。運営委員会議事録、収支予算書など運営費関連書類。活動支援金など支援金の支給に係る判断理由、支援先の情報（会則・会員・活動目的など）、支援開始時からの収支報告書と活動報告書。施設や設備などの貸借関係書類（賃貸契約書や報告書など）。センター長および職員の人件（募集や採用手段、方法など）に係る情報。」についての開示を求める公文書公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。

(2) 実施機関は、本件公開請求後、審査請求人に対し、一部の文書を事実上

開示したり、口頭で質問事項に回答したりしたが、本件公開請求に対する公開決定等を行わず、また公開決定等に関する何らの通知も送付しなかった。

(3) 実施機関は、本件公開請求後、審査請求人に対し、相当の期間を定めて本件公開請求の補正を求めることをしなかった。

(4) 審査請求人は、平成28年12月12日付で、実施機関に対し、条例第17条の2第1項に基づき、本件審査請求を行った。

(5) 実施機関は、平成29年1月11日付で、出雲市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 総務第647号について

ア 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「鶺鴒コミュニティセンターにおける情報は鶺鴒コミュニティセンターのセンター長も出雲市（自治振興課）も公開しない旨の回答があったが、公開・回答すべきと考える」とされている。

イ 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書において、概略以下のような主張をしている。

実施機関は、鶺鴒コミュニティセンターにおける情報について公開する責任や義務がないと主張しているが、実施機関には当該情報を公開する義務があるのであるから公開すべきである。

(2) 総務第648号について

ア 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「〇〇〇〇年9月付け鶺鴒コミュニティセンター運営委員会会長（〇〇〇〇）宛ての文書の破棄についての状況（破棄した年月日、破棄方法、その決定者）及び理由の説明。」とされている。

イ 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書において、概略以下のような主張をしている。

実施機関は、〇〇〇〇年9月付け鶉鷺コミュニティセンター運営委員会会長（〇〇〇〇）宛ての文書を破棄した。後日、実施機関は、審査請求人に対し、電子データで保存した当該文書をプリントアウトした文書を提供した。しかし、文書の破棄に至った経緯、理由などの説明を求めたが適切な回答がなされないため回答を求める。

4 実施機関の主張要旨

(1) 総務第647号について

実施機関は、審査会に対し、以下のとおりの主張をしている。

本件公開請求の対象とされる文書には、出雲市コミュニティセンター運営協議会が保有する文書と、鶉鷺コミュニティセンター運営委員会が保有する文書が含まれる。

この点、出雲市コミュニティセンター運営協議会と鶉鷺コミュニティセンター運営委員会のいずれについても、法律又は条令により設置しているものではなく、地方自治法第138条の4第3項に規定する市の附属機関やこれに類するいわゆる合議制機関にも該当しないため、実施機関には該当しない。

したがって、鶉鷺コミュニティセンターに関し、市長が保有する文書は条例第2条第1項第1号の「公文書」であるが、鶉鷺コミュニティセンター運営委員会の保有する文書は「公文書」に該当しないため、実施機関には公開義務はない。

なお、本件公開請求については、実施機関から審査請求人に対して、請求内容を満たす任意の情報提供を行ったため、公開請求書について受理扱いとはしなかった。そのため、本件公開請求については、開示決定も非開示決定も行っていない。

(2) 総務第648号について

実施機関は、審査会に対し、以下のとおりの主張をしている。

当該文書は、実施機関の職員が試案として作成した文案に過ぎず、「公文書」に該当せず、破棄について何らの問題はない。

また、破棄の経緯・理由については、審査請求人に対し、既に数度にわたり説明・回答している。

5 審査会の判断

(1) 総務第647号について

ア 総論（争点の整理）

審査請求人は、実施機関が審査請求人の求める文書について、一部文書については開示し、一部文書については開示していないことについて、問題視しているものと思われる。

しかしながら、実施機関は、そもそも本件情報公開請求を「受理扱い」とはしておらず、事実上開示された文書についての公開決定も、開示されていない文書についての非公開決定もしていない。

したがって、本件における争点は、かかる実施機関の「公開請求に係る不作為」（条例第17条の2第1項）について、条例に反しないかどうかにあるというべきである。

イ 「不作為」の有無について

(ア) 条例の定める期限内に公開決定・非公開決定がなされていないこと

条例によれば、実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定（公開決定）をし、公開請求者に対し、その旨（一部を公開するときは、公開をしない部分及びその理由を含む。）及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない（条例第12条第1項）。

また、実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開をしない旨の決定（非公開決定）をし、公開請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない（条例第12条第2項）。

そして、これらの公開決定・非公開決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない（条例第12条第4項）。

したがって、本件においては、実施機関は、情報公開請求がなされた平成28年4月5日から15日以内に、公開決定等をしなればならなかった。

しかしながら、実施機関は、審査請求人に対する任意の文書開示や口頭での情報提供を行うにとどまり、条例の求める公開決定等を現在に至るまで行っておらず、かかる不作為は、前記条例の各規定に違反するものと言わざるを得ない。

(イ) 例外規定の適用可能性について

もともと、本件では、対象となりうる文書が相当大量に上ったであろうことが推認される。また、審査請求人は、実施機関に対し、本件公開請求後に口頭や文書にて多数の質問を繰り返し、これに対する回答のための事務処理に相当程度の期間を要したであろうことも推認される。

このような問題点が生じる場合には、条例は、①第9条第2項の規定に基づいて補正を求めた場合の補正期間の不算入（第12条第4項但書）や、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときの延長（同条第5項）、③対象文書が著しく大量である場合の特例（第13条）などの例外規定を置いていることから、本件でも例外規定の適用可能性は一応問題となり得る。

しかし、実施機関は、①～③のいずれについても、条例の定める手続を履践しておらず、これらの例外規定の適用可能性はないものと言わざるを得ない。

ウ 小括

以上より、実施機関が、本件公開請求に対して公開決定等を行っていないことは、出雲市情報公開条例第12条第1項、同第2項及び同第4項に違反するため、実施機関は、直ちに公開決定等を行うべきと判断する。

なお、審査請求人の求める「鶉鷺コミュニティセンターにおける情報」についての各文書ごとの開示・非開示の当否に関しては、当審査会としては、前記の通り公開決定等が未だなされていない以上、本審査請求の審理において判断することはできないものと思料するに至ったことを付言する。

(2) 総務第648号について

審査請求人は、実施機関が一度審査請求人に示した文書を破棄したことについて、実施機関に経緯・理由などの説明を求めるものである。しかし、かかる

請求自体は、条例が審査請求の対象とする「公開決定等又は公開請求に係る不作為についての不服」とはいえない。

したがって、本審査請求は却下されるべきと判断する。

(3) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

第2 附帯意見

1 附帯意見の趣旨

出雲市コミュニティセンター運営協議会及び同運営委員会は、出雲市情報公開条例第2条第1項第3号列举の実施機関中「市長」に包含されるものと考えられるため、両機関の職員が職務上作成・保有する文書については、出雲市情報公開条例の定める手続に従って公開されるべきである。なお、出雲市コミュニティセンター運営協議会及び同運営委員会の職員が職務上作成・保有する文書のうち、当該文書を公開することによって公正又は円滑な議事運営に支障を来すものについては、出雲市情報公開条例第6条第1項第7号によって非公開とされるべきことを付言する。

2 附帯意見の理由

(1) 出雲市コミュニティセンター運営協議会及び同運営委員会の実施機関該当性について

本件に関し、実施機関は、出雲市コミュニティセンター運営協議会及び同運営委員会（以下「運営協議会等」という。）が出雲市情報公開条例第2条第1項第3号の「実施機関」に該当しないとの判断をしている。

しかし、運営協議会等は、出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則により設置された機関であって、市長が任命又は委嘱した委員で構成されている（同規則第5条第1項及び同第3項、同第6条第1項及び

同第2項) ことからすれば、いずれも実施機関である「市長」が設置もしくは組織した機関として、「市長」に包含されるものと言うべきである。

したがって、運営協議会等の職員が職務上作成・保有する文書については、出雲市情報公開条例の定める手続に従って公開されるべきである。

(2) 出雲市情報公開条例第6条第1項第7号該当性について

もつとも、運営協議会等が合議制の機関であることに鑑み、開示請求を受けた文書の内容によっては、公正又は円滑な議事運営に支障を来す可能性があることも否定できない。

この点、かかる場合を念頭に、出雲市情報公開条例では、第6条第1項第7号において、合議制機関における非公開情報の規定を定めている。

そして、運営協議会等は同号の「これに類するもの」に該当するものと考えられるため、運営協議会等についても同号は適用されうるものと言うべきである。

(3) 小括

当審査会は、以上の通り考えるものであるので、1記載のとおり の 附 帯 意 見 を 述 べ る も の で あ る 。

以上